

役員報酬規程

第1章 総則

(本規程の目的)

第1条 本規程は、定款第25条の規定にもとづき、本会役員に支給する報酬等及び費用について定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規程において、報酬等及び費用については次の通り定義する。

- (1) 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定められている報酬、賞与など職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金をいい、名称のいかんは問わない。
- (2) 費用 職務の遂行に伴って生じる交通費、通勤手当、旅費及び手数料等の経費をいう。

第2章 報酬等

(報酬等の支給)

第3条 本会は、役員に職務遂行の対価として報酬等を支給するものとする。

- 2 常勤理事には、定例報酬及び退職慰労金を支給する。
- 3 非常勤役員には、総会又は理事会に出席した際に日当を支給するものとする。ただし、辞退を申し入れた役員には支給しないものとする。
- 4 監事には、年に1回行う定時監査の対価として監査報酬を、前項の日当とは別に支払うものとする。

第3章 報酬

(報酬額の決定)

第4条 常勤理事の定例報酬は年額とし、別表1「常勤理事俸給表」をもとに、理事会がその役割及び職務並びに本会の財政状態及び本会職員の給与水準等を勘案して決める。

- 2 非常勤役員の日当の額は、総会又は理事会への出席1回につき12,640円（税込）とする。総会及び理事会が同日に開催され、その一方又は両方に出席した場合は、いずれも出席1回とみなす。
- 3 監事の監査報酬の額は、定時監査1日につき100,000円（税込）とする。

(報酬の支給日)

第 5条 常勤理事の報酬月額を支払日は、本会職員の給与に準ずる。

- 2 非常勤役員の日当は、総会又は理事会に出席の都度、支給するものとする。
- 3 監事の監査報酬は、定時監査の終了時に支給するものとする。

(報酬の支給方法)

第 6条 常勤理事の定例報酬は年額を12で除した額を、非常勤役員の日当及び監事の監査報酬はその全額を、原則として通貨で役員に直接支給するものとする。ただし、法令で定められている額については、報酬額から控除して支給することができる。

- 2 役員が希望した場合は、報酬の全部又は一部を自身の預金口座への振り込みによって支給することができる。

第 4 章 退職慰労金

(常勤理事の退職慰労金)

第 7条 円満に勤務し、任期満了又は死亡若しくは傷病等により退任した常勤理事には、理事会の承認を経て退職慰労金を支給する。

- 2 常勤理事が死亡によって退任した場合は、その遺族に退職慰労金を支給する。遺族の範囲及び支払順位については、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定を準用する。
- 3 第 1 項に該当する場合であっても、在任中に本会へ重大な損害を与えた常勤理事には、理事会の承認を経て退職慰労金の全部又は一部を支給しないようにすることができる。

(退職慰労金の支給額の決定)

第 8条 退職慰労金の額は、在任期間中の各年度に支給された定例報酬月額の合算額に次の係数を乗じた額の範囲内で、本会会長が理事会の承認を経て決める。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 常務理事 | 1.2 |
| (2) 理事 | 1.0 |

- 2 前項において、在任期間が1年未満の時の定例報酬月額は月割りで算出する。

(退職慰労金の支給日)

第 9条 退職慰労金は、退任した日から30日以内に支給する。

(退職慰労金の支給方法)

第10条 退職慰労金は、本会職員の給与に準じた方法で支給する。法令で定められている額については、退職慰労金の額から控除して支給することができる。

(常勤理事の弔慰金・見舞金)

第11条 常勤理事が業務上の死亡又は傷病によって退任した場合の弔慰金又は見舞金は、本会会長がその都度、在任期間及び功労等を勘案し、理事会の承認を経て決める。

2 業務外の死亡又は傷病によって退任した場合の弔慰金又は見舞金も、前項に準じて本会会長がその都度決める。

3 弔慰金及び見舞金は、前2項の決定後、速やかに本人又はその遺族へ支給する。

(常勤でない役員の特遇)

第12条 非常勤役員にも、死亡又は傷病によって退任した場合の弔慰金又は見舞金を、前条に準じて支給することができる。

第5章 費用

(通勤交通費)

第13条 常勤理事には、通勤交通費を本会職員の通勤手当に準じて支給する。

第6章 報酬及び費用の日割計算

(常勤理事の就・退任月の報酬額及び費用)

第14条 月の途中で就任又は退任した常勤理事には、所定労働日数をもとに日割りで算出した額を、その月の報酬額及び通勤交通費として支給する。

(端数の計算)

第15条 前条の計算によって生じた1円未満の端数は、1円に切り上げる。

第7章 雑則

(公表)

第16条 本会は、本規程を認定法第20条第1項で定められている報酬等の支給基準として公表する。

(補則)

第17条 本規程の実施に必要な事項は、本会会長が別に定める。

(本規程の改廃)

第18条 本規程の改廃は、理事会及び総会の決議を経て行う。

(附 則)

1. この規程は2010年11月18日から施行する。
1. この規程は2011年 8月 1日から施行する。
1. 2016年 6月15日 改定
1. 2022年 6月17日 改定

別表 1 常勤理事俸給表

号俸	年額 (円)
1	9,120,000
2	9,360,000
3	9,600,000
4	9,840,000
5	10,080,000
6	10,320,000
7	10,560,000
8	10,800,000
9	11,040,000
10	11,280,000

号俸	年額 (円)
11	11,520,000
12	11,760,000
13	11,880,000
14	12,000,000
15	12,240,000
16	12,480,000
17	12,720,000
18	12,960,000
19	13,200,000
20	13,440,000

号俸	年額 (円)
21	13,680,000
22	13,920,000
23	14,160,000
24	14,400,000
25	14,640,000
26	14,880,000